建設リサイクル法に基づく届出等の手引き

1 概要

- ・対象建設工事のコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを分別解体等により分別し、再 資源化を行い、リサイクルを推進する。
- 対象建設工事

(1) 建築物の解体工事床面積の合計 80㎡以上(2) 建築物の新築・増築工事床面積の合計 500㎡以上

(3) 建築物の修繕・模様替等工事 請負代金の額 1億円以上(税込額)

(4) 建築物以外の工作物の工事(土木工事) 請負代金の額 500万円以上(税込額)

2 届出手続

- ・工事に着手する日の7日前までに届出
- ・届出者は発注者又は自主施工者
- 代理者の場合は委任状が必要
- ・提出部数は1部(届出者から2部提出された場合は、受付印を押印し1部を返却する)

3 届出書類

- (1) 届出書(様式第一号)
- (2) 分別解体等の計画書

ア 建築物の解体工事 別表1

イ 建築物の新築・増築、修繕・模様替等工事 別表 2

ウ 建築物以外の工作物の工事(土木工事) 別表3

(3) 添付図書

ア 付近見取図 (職員が図を見て現場に出向けるもの)

- イ 工事種別に応じた必要な図面等
 - ① 解体工事は設計図又は外観写真(カラー写真)
 - ② 新築・増築工事は各階平面図、立面図2面以上
 - ③ その他の工事は工事概要がわかる図面(折畳み図面は封筒に入れて提出)
- ウ 工程表(工程ごとの期間がわかるようにすること)
- エ 委任状 (日付を記入すること)
- ※ 国の機関又は地方公共団体が届出を要する対象建設工事を実施する場合は、届出ではなく通知 の取扱となりますので、別途通知書を提出してください。

4 届出先

尼崎市 都市整備局 都市計画部 建築指導課設備担当

(市役所北館5階 №06-6489-6647)

5 届出ステッカー

届出時にお渡しする黄色の届出ステッカーは、工事の着手から完了までの間、工事現場の外部から 見えるところに掲示してください。

6 届出様式ダウンロードアドレス

http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi_seibi/kaitai/077_recycle.html

≪併せてご確認ください≫

住宅を除却し、1月1日(賦課期日)に住宅が存しない場合、原則として、土地の固定資産税・都市計画税は住宅用地特例が適用されず、税額が上がります。ただし建て替えをする場合は、1月1日時点で基礎工事に着工しているなどの要件を満たせば特例が適用される場合があります。

固定資産税等について詳しくは、資産税課(06-6489-6264)まで。